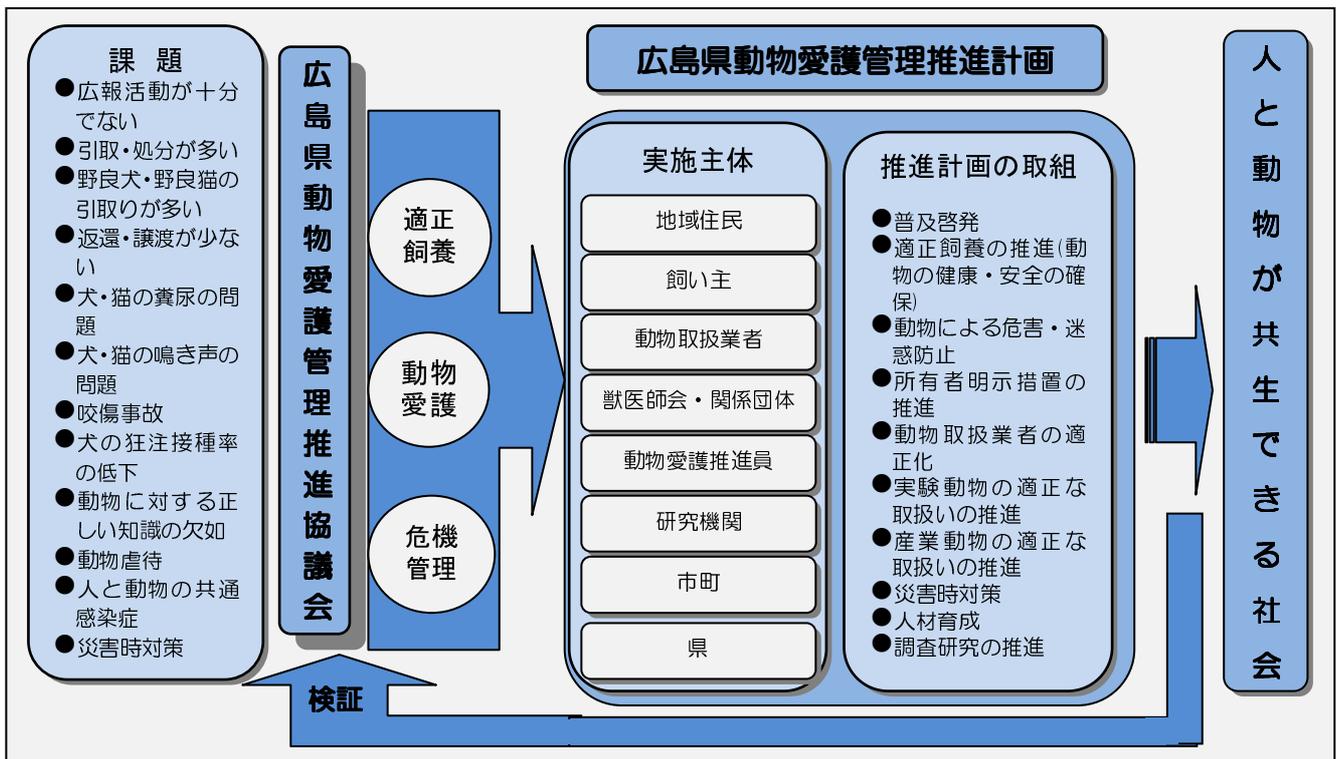


広島県動物愛護管理推進計画の概要

人と動物との調和のとれた共生社会の実現を図ることを目的に、地域住民、飼い主、獣医師会、動物愛護団体等の関係団体・ボランティア、動物愛護推進員、研究機関、市町、県など動物愛護管理に関わる様々な主体に共通の行動指針として平成20年3月「広島県動物愛護管理推進計画」を策定しました。

平成24年9月、国は動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）の一部を改正し、これに伴い平成25年8月には動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（平成18年環境省告示第140号）の一部を改正しました。これらを受け、本県の動物愛護管理推進計画の見直しを行いました。



1 策定の趣旨

広島県動物愛護管理推進計画は、少子高齢化、核家族化が進行する中で、動物飼養への志向が高まるなど、今日の動物を巡る状況を踏まえ、人と動物との調和のとれた共生社会の実現に向け、動物愛護管理に関わるすべての人々が取り組む具体的な計画として策定しています。

2 性格

- 動物の愛護及び管理に関する法律第6条に基づく計画
- 動物愛護管理に関わる様々な主体に共通の行動指針

3 基本方針

(1) 人と動物の調和のとれた共生社会の実現

地域社会においてより良いコミュニケーションを図り、動物が地域に受け入れられる存在となる、人と動物の調和のとれた共生社会を実現します。

(2) 連携・協働による施策の推進

従来の飼い主と動物の関係に主眼を置いた施策から地域社会との関係に主眼を置いたものへとシフトし、広島県、市町、動物愛護団体等、動物愛護に関わる各主体が連携・協働し、施策を推進します。

4 計画期間と数値目標

計画期間	平成 26 年度から平成 35 年度（10 年間）
数値目標	平成 35 年度の犬猫の致死処分数を，平成 18 年度の致死処分数（13,117 頭）から 75%減少（約 3,200 頭）（平成 29 年度で 50%減少を中間目標とする）

5 課題への具体的取組

施策	課題への具体的取組
1 普及啓発	動物愛護週間行事の充実 動物愛護教育の充実 動物の愛護及び適正飼養の広報の拡充
2 適正飼養の推進（動物の健康・安全の確保）	犬及び猫の引取り数の削減（飼い犬・飼い猫） 犬及び猫の引取り数の削減（野良犬・野良猫） 元の所有者への返還 収容された犬及び猫の譲渡の推進 動物の遺棄・虐待の防止 犬の登録・狂犬病予防注射の促進
3 動物による危害・迷惑防止	地域ルール遵守の指導・啓発 犬による咬傷事故の未然防止の徹底 狂犬病対応マニュアルの活用 特定動物の飼い主の社会的責任の遵守 特定動物飼養許可施設の監視・指導の徹底 人と動物の共通感染症の防止
4 所有者明示（個体識別）措置の推進	飼い主義務の周知徹底 識別器具の整備
5 動物取扱業者の適正化	事業者評価に基づく重点的監視の実施 新たな業態の監視指導の実施 犬猫等販売業者の監視指導の徹底 特定動物を販売する動物取扱業者への指導の徹底 飼い主の責務に関する説明の徹底 動物取扱責任者研修の充実
6 実験動物の適正な取扱いの推進	実験動物取扱施設への普及啓発
7 産業動物の適正な取扱いの推進	畜産業者等への指導
8 災害時対策	県及び市町の防災計画への参画 災害時対策を適切に行うための体制の整備 動物取扱業者の災害時対策の徹底 特定動物の災害時対策の徹底 災害時対策のネットワークの構築
9 人材育成	行政担当者の知識・技術の取得の支援 動物愛護推進員の育成 専門知識を持つ者の育成 専門知識及び技能等を持つ人材の活用
10 調査研究の推進	調査研究の実施 研究目録の作成